

忘れていませんか？ 児童手当の再申請

昨年、所得制限などにより現在受給されていない方も、受給できる場合がありますので、必ず福祉健康課で再申請をしてください。

【児童手当制度の概要】

■支給対象/小学校6年生以下(平成8年4月2日以降に生まれた児童)の児童を養育している方

■支給額(月額)/3歳未満…一律1万円

3歳以上…第1子及び第2子…5千円、第3子以降…1万円

■支給時期/10月(6月～9月)、2月(10月～1月分)、6月(2月～5月分)の年3回

■所得限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	厚生年金等の加入者の場合特例により 以下の限度額が適用されます
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額は、1人につき6万円を加算した額になります。

※2. 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額となります。

【特例給付区分受給者の方へ】

厚生年金加入者の方が退職などで厚生年金を脱退したときは、児童手当の受給資格が喪失しますので、必ず申し出てください。

【児童手当現況届をお届けします】

児童手当を5月末現在受給されている方が、引き続き児童手当を受給するためには「児童手当現況届」の提出が必要です。受給者の方には個別に書類を送付しますので必ず提出してください。

受付日時	6月17日(火)～27日(金)午前9時～午後5時 ※6月21日(土)及び6月22日(日)も受け付けます。
受付場所	役場第二庁舎 3階 305会議室

児童手当の支給日は6月10日(火)です

